

国立大学法人愛媛大学における研究費等の使用に関する行動規範

平成27年3月3日
学 長 裁 定

大学における研究活動は、社会からの信頼と負託によって支えられている。研究活動に係るすべての経費（以下「研究費等」という。）（注）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関だけではなく、我が国全体の研究活動の発展をも阻害しかねないものである。

このことを踏まえ、国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）は、社会から負託された大学の使命と役割に応え、研究活動に対する信頼を確保するため、研究費等の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学における研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、研究費等が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、研究費等の運営及び管理に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに研究費等の配分機関が定める使用ルール等（以下「ルール等」という。）を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 4 研究者等は、研究費等の運営及び管理に当たり、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 5 研究者等は、研究費等の運営及び管理に当たり、研究費等の取扱いに関する教育等に積極的に参加し、ルール等の理解に努めなければならない。
- 6 研究者等は、研究費等の運営及び管理に当たり、不正使用を行った場合は、本学や研究費等の配分機関の処分を受けること及び法的な責任を負うことを誓約しなければならない。

（注）研究費等とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、基金、委託費等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。